

報告第15号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和3年11月15日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区荻窪 四丁目在住 個人	事故日：令和3年4月24日 場 所：杉並区荻窪四丁目 ・可燃ごみの収集作業中、清掃車両 を後退した際に、民家の塀に接触し 破損させた。 (環境部)	85,145円
			令和3年8月3日
2	品川区西五反田 二丁目所在 法人	事故日：令和3年6月22日 場 所：杉並区西荻北三丁目 ・有料駐車場に駐車するため、庁有 車を後退したところ、駐車位置後方 の車止めを乗り越え、その先の有料 駐車場の看板に衝突し破損させた。 (環境部)	75,460円
			令和3年8月25日

3	杉並郵便局 荻窪郵便局 杉並南郵便局	支 払 日：令和3年5月19日 支払期限：令和3年4月30日 ・令和3年3月分の後納郵便料金の 支払い遅延により、損害を与えた。 (杉並保健所)	3,834円
			令和3年7月20日